

平成23年度 東京都次世代育成企業支援事業 募集要項

1 趣旨

次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会を形成するため、次世代育成支援に積極的な企業等を登録し、その取組を広く公表していくことにより、仕事と子育ての両立を図る雇用環境の整備の推進を図ります。

2 応募資格

都内に本社をおく企業、社団法人、財団法人等

3 応募内容

次世代育成支援対策推進法12条に定める、一般事業主行動計画を策定し、企業等の次世代育成支援対策をまとめていただき、応募してください。

4 応募方法等

(1) 応募方法

申請用紙に所要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、ご応募ください。

(2) 必要書類

下表の ~ の書類を紙および電子データで提出してください。

提出書類	紙(部数)	データ
とうきょう次世代育成サポート企業登録申請書	原本1部、写し2部	
とうきょう次世代育成サポート企業登録申請書別紙(登録フォーム)	原本2部	
一般事業主行動計画 本文	原本2部	
東京労働局へ行動計画を届出た際の策定届の写し(届出済印が押印されていること)	写し2部	
社外の代理人が登録申請を代行する場合、委任状	原本1部、写し1部	

提出された書類は、返却しません。

(3) 提出先及び提出方法

紙により提出する書類

必要部数を、労働相談情報センター 企業支援係あて郵送してください。

住所：〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階

電話：03-5211-2248

データにより提出する書類

専用メールアドレス：ml-ts@section.metro.tokyo.jpへ送信してください。

送信の際には、メールの件名に申請企業名を入れてください。

(4) その他

提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他の関係法令を遵守します。

5 登録手順

- (1) 次世代育成支援対策推進法に定める一般事業主行動計画を策定し、東京労働局長へ届け出てください。 P 6
- (2) 一般事業主行動計画を公表することに同意のうえ、都に「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録申請書に必要な書類を添えて提出してください。
なお、登録申請にあたり記載していただく一般事業主行動計画の概要は、職場の実情や従業員のニーズ等を踏まえ、具体的に記載してください。
- (3) 都は、申請のあった取組内容等を確認し、登録の可否について通知します。
- (4) とうきょう次世代育成サポート企業として登録を行った、登録企業の一般事業主行動計画等を、ホームページ「東京ワークライフバランス推進企業ナビ」(愛称チャオ)で公表します。 P 9
- (5) 登録年度の翌々年度末に登録更新の意向を確認します。

6 取組内容の確認等

- (1) 一般事業主行動計画の目標は、行動計画策定指針に即したものを定めてください。
- (2) とうきょう次世代育成サポート企業への登録にあたり、申請のあった取組内容等を確認させていただくとともに、必要に応じて現地調査等を行う場合があります。
- (3) 一般事業主行動計画の目標が労働関係法令で定められている基準を満たしていない場合や目標を現状維持としている場合などは、登録できないことがあります。
- (4) 登録企業において、過去3年間に法令等に違反する重大な事実が発見された場合は、登録を取り消すことがあります。
- (5) 登録内容(会社名、所在地、行動計画等)に変更があった場合は、以下の書類を提出してください。必要部数は、登録申請書類と同じです。
とうきょう次世代育成サポート企業登録変更申請書
とうきょう次世代育成サポート企業登録変更申請書別紙(変更フォーム)
一般事業主行動計画変更届(届出済印が押印されていること)の写し
一般事業主行動計画本文(行動計画を変更した場合)
- (6) 登録年度の翌々年度末に行う登録更新の意向確認時には、必要に応じて取組成果を確認することがあります。
- (7) 登録更新の意向確認において、更新の意思表示のない場合は、登録の継続の意向が無いものとみなし、登録を抹消します。

7 その他

登録企業のうち中小企業等には、株式会社商工組合中央金庫(商工中金)による優遇融資制度が提供されています。商工中金への融資申込の際は、5の(3)で発行される登録通知書を提出してください。

商工中金の優遇融資を受けるには、商工中金の定める条件があり、別途、審査があります。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

P 9